

**企業結合専門委員会**  
**のれんの償却に関する検討資料（資料２）**

**1. 検討の概要**

- 企業結合会計基準では、のれんは20年以内に償却することとされているが<sup>1</sup>、IFRS及び米国会計基準では非償却とされている。
- 平成21年7月に公表した「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」では、コンパジェンスの観点から、のれんの償却の要否について論点としてあげられている（方向性は示されていない。）。また、当該論点整理では、のれんの償却に関連して、のれんの減損処理の取扱いと企業結合時の取得原価の無形資産への配分があげられている。
- 本資料では、論点整理の概要及びそれに対するコメントを説明した上で、のれんの償却の要否を結論づける上で検討すべき点を整理する。

**2. 平成21年7月公表の論点整理**

平成21年7月公表の論点整理では、のれんの償却に関する今後の方向性について、以下のとおり記載している。なお、資料3（審議事項（２）－３）に論点整理ののれんの償却全文を添付している。

**今後の方向性**

95. のれんについては、我が国における会計基準のように定期的に償却する取扱いと、国際的な会計基準のようにのれんを償却しない取扱いがあり、のれんの償却自体の意義やのれんの償却手続、自己創設のれんの計上との関係などから、それぞれの考え方が支持されている（資料3 図表4参照）。

96. のれんの償却について、今後、我が国における会計基準を見直すかどうかは、引き続き検討する。この見直しにあたっては、その根拠のほか、会計処理の変更に伴う追加的な論点やそれらを実行した場合の実務上の負担も並行的に考慮すべきものと考えられる。以下では、追加検討として、①のれんの減損処理の取扱い及び②無形資産への配分について整理している。

<sup>1</sup> IASBから平成21年（2009年）7月に公表された「中小企業向け国際財務報告基準」では、無形資産と同様に、のれんを有効期間（有効期間が信頼性を持って見積ることができない場合は10年）にわたり償却することとしている。

### 3. 論点整理に対するコメント

＜償却を継続することに対する賛成意見＞

- 理論的にはのれんを償却すべきと考えている。のれんは将来の超過リターンの期待であり、その期待が永続するものでなければ、期待が実現した（あるいは実現しなかった）分だけ価値が減るのは自明であろう。仮に価値が減らなければ、自己創設のれんが生じていることになる。自己創設のれんを認識しないのは、現代会計の大前提である。ここから、のれんと認めながら償却を不要とする理屈は理解できない。将来、購入単価に見合う利益が出ることを期待し、企業結合時に購入対価をのれんとして計上しているならば、コストとしてのれんを償却しなければ利益の二重計上になる。また、のれんと同一の資金生成単位を構成する有形固定資産、のれん以外の無形固定資産では償却を続けながら、のれんだけ償却を不要とすれば、資産評価の会計処理としての整合性に欠けることにもなる。
- のれんに含まれる超過収益力は、企業活動を続けるなかで不変であるとは考えられない。企業が投資（企業結合）の意思決定を行い、その成果を評価するに当たっては、一定期間において当該投資が投下金額を上回る収益をあげているのかという視点からも判断を行っている。したがって、固定資産と同様に償却処理とし、投資の回収過程で、費用に配分されて成果から控除されることが実務の考え方を反映したものと考える。

なお、のれんを非償却とする場合、のれんの額は減損処理によってのみ変動することになるが、減損テストに伴う実務負担への懸念のみならず、恣意性が介在する余地が大きくなるという懸念もある。また、のれんの正確な算出のため、無形資産への配分は基本的に現行の規準に基づき行われているが、「分離可能要件」に基づき細分化された無形資産の公正価値の把握などは、実務上の大きな負担となることが懸念される。それに加えて、公正価値評価に係る恣意性の介在を助長することにもなりかねない。のれんを非償却とすることは適当でないと考える。

＜償却しないこととするに対する賛成意見＞

- のれんの規則的な償却を行うべきか否かは、企業に大きな影響を与える問題であるので、国際的な会計基準の検討の場で議論されるべき問題であり、その場においてわが国として積極的に意見発信をすべきと考える。しかしながら国際的な会計基準が見直しを行わない方針であるならば、国際会計基準のコンバージェンス/アドプションを進めていくうえでわが国独自の考え方を採るべきではないと考える。
- 会計基準の国際的なコンバージェンスという観点からは、我が国だけがのれんの償却を続けるという方向性を選択することは難しいのではないかと考える。このため、のれんの取扱いについては、のれんの減損処理及び無形資産への配分を国際的な会計基準と同様の取扱いとした上で、これを非償却とするという方向で検討することが適当

と考える。

- のれんの償却は我が国の会計基準と IFRS の大きな差異と言われている上に、我が国は IFRS への収斂を進めると同時に IFRS の強制適用をも視野に入れて検討している現状を考えると、のれんの償却を止めるという選択もある。企業が競争力や成長力を確保する戦略として、企業再編や M&A は我が国でも常態化している。国際的な比較可能性の重要度が高まっている現在、IFRS との差異を解消せずに我が国だけがのれんの償却を続ければ、財務諸表の比較可能性の低下を招き、効率的な企業分析を阻害する危険性が懸念される。
- 国際的な会計基準に合わせ、償却は行わない方向で検討すべきと考える。のれんの取扱いについては、日本の会計基準と国際的な会計基準の大きな差異の一つであり、償却を行う妥当性は理解できるものの、のれんの償却が財務的に相当なインパクトを持つ事例が多いことを考えれば、国際的な比較可能性に十分配慮した取扱いが必要と考えられる。
- のれんが減価しているかの判定及び測定は、事業年度毎にのれんの減損テストによって行われるべきである。減損損失を認識することによって、企業結合に関する成否も明らかになり、経営者の経営責任もより明確になると考える。また、事業単位（資金生成単位）で企業結合の成果を把握できるように、国際財務報告基準で定めているように資金生成単位にのれんの簿価を配分した上で減損テストを行う方法を原則とすべきであると考え。 (注) 日本の会計基準でも資金生成単位にのれんの簿価を配分することは認められている。
- のれんを償却しない考え方を支持する。昨今の環境を踏まえれば、国際的な会計基準とのコンバージェンスを優先し、のれんを償却しない考え方を採用すべきと考える。ただし、そのためには、のれんの範囲（無形資産の識別）とのれんの減損に関し、国際的な会計基準と整合性のある会計基準の開発が必須であると考え。そうでなければ、そのような会計処理により計上されたのれんが、規則的な償却計算もされず、きめ細かな減損テストもされずに財務諸表に表示される結果、有用な情報を提供しているとは認められない財務諸表が作成されることになる。
- 国際的な会計基準とのコンバージェンスを考慮し無形資産の会計基準の整備を進め、償却しない方向で検討が進められるべきであると考えられる。なお、無形資産の識別はのれんの計上額にも影響を与えるので、無形資産の会計基準も同時に整備を進める必要があると考えられる。

#### 4. のれんの償却の要否を結論づける上で検討すべき項目

##### (1) 各々の考え方の根拠の比較

- 各々の考え方の根拠の比較については、論点整理 95 項図表 4（資料 3 を参照）（審議事項（２）－３）において、以下の観点から整理されている。
  - のれんの償却自体の意義
  - のれんの償却手続
  - 自己創設のれんの計上との関係
- IFRS 及び米国会計基準においてのれんを償却しないこととしている理由については、資料 4（審議事項（２）－３）を参照のこと。

##### (2) コンバージェンスの観点

- 論点整理に寄せられたコメントで償却をしないことに賛成する意見のほとんどは、コンバージェンスの観点からによるものである。
- コンバージェンスを図ることのメリットの内容自体は明らかであり、他の観点との比較考量によることになる。

##### (3) 他の基準との関係

###### ① 企業結合時の取得原価の無形資産への配分との関連

- のれんは差額で計算されるため、企業結合時の取得原価の無形資産への配分方法により影響を受ける。米国基準では、取得原価を無形資産に適切に配分することにより、差額として計上されるのれんがより小さくなることを、のれんを償却しないとする根拠の一つとしている。
- 平成 21 年 12 月に公表された「無形資産に関する論点の整理」では、国際的な会計基準と同様に、無形資産の定義と認識要件を満たすものについては無形資産を計上することとしており、以下の今後の方向性が示されている（無形資産論点整理の該当箇所全文については資料 5（審議事項（２）－３）を参照のこと）。

###### 今後の方向性

55. 識別可能性に関する具体的な内容については、企業結合により無形資産を受け入れる場合においても、国際的な会計基準と同様に「法律上の権利又は分離して譲渡可能なもの」とすることが考えられる。これにより、取得形態にかかわらず首尾一貫した無形資産の会計処理が行われ得ることになり、国際的な会計基準とのコンバージェンスにも資することとなる。また、企業結合によって無形資産の定義に該当するものを受け入れた場合には、例外的な場合を除き、当該無形資産に関する認識要件は満たされているものと考えられる。

② のれんの減損処理との関連

- 仮にコンバージェンスの観点からのれんの償却をしない方法に見直す場合、のれんの会計処理全体が国際的な会計基準と大きく異ならないようにするために、のれんの減損の会計処理も見直す必要があると考えられる。
- 日本の減損会計基準と IFRS の減損基準（IAS36）では、基本的な構造の差異があるため、コンバージェンスが難しい部分もあるが、現在、専門委員会で提案している内容の概要は、以下のとおりである（専門委員会資料全文は資料 6（審議事項（２）－４）を参照のこと）。

|                   | 我が国の会計基準における取扱い   | 国際財務報告基準における取扱い  | 専門委員会における提案  |
|-------------------|---|--|--|
| のれんをさらに分割するか否か    | のれんを含む、より大きな単位での判定が原則<br>資金生成単位にのれんの簿価を配分する方法も認められる。  | 資金生成単位にのれんの簿価を配分する方法が原則                                  | IAS 第 36 号と同様とする。（我が国の会計基準の容認規定を原則とする。）  |
| 減損損失の認識の判定（減損テスト） | のれんを含む、より大きな単位において、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の簿価にのれんの簿価を加えた金額と、 <u>割引前</u> 将来キャッシュ・フローの総額とを比較する。（2 段階方式） | 各資産グループの帳簿価額にのれんの帳簿価額を配分した額を加えた金額と、回収可能価額とを比較する。（1 段階方式） | 下記両案を併記して、提案をしている。<br><b>1 案</b> のれんが配分されている資産グループに対しては、IAS 第 36 号と同様の取扱いをする。<br><b>2 案</b> 現状の日本基準を変更しない。 |
| 減損テストの頻度          | 減損の兆候がある場合  | 毎年＋減損の兆候がある場合  | IAS 第 36 号と同様とする。  |

(4) 個別財務諸表の取扱い

- 仮に、コンバージェンスの観点から連結財務諸表においてのれんを償却しないこととした場合、「連結先行」の考え方を採用し個別財務諸表には適用しない考え方があるか

否か。

**ディスカッション・ポイント**

- 上記の他に、今後、のれんの償却の要否を結論づける上で、検討すべき項目はあるか。

以 上